



廃棄物処理の許可業者に委託する事業者のみなさんへ

住宅宿泊事業で生じるごみは、家庭ごみと分別し、**事業系ごみ**として住宅宿泊事業者が責任をもって適正に処理しなければなりません。

廃棄物処理の許可業者に委託する場合は、ごみの分別や排出方法などのルールを守り、ごみの散乱や悪臭といった近隣トラブルが発生しないよう、地域の生活環境保持に努めてください。

1 廃棄物処理法を遵守してください

廃棄物処理法では、事業系のごみは産業廃棄物と一般廃棄物に分別することや、汚水や悪臭が外部に漏れないよう適正に保管し処理することが定められています。

ごみの処理は、産業廃棄物であれば東京都知事、一般廃棄物であれば足立区長から許可を受けた許可業者に収集運搬や処分を委託してください。

※ごみの分別や委託のポイントなどは、裏面をご覧ください。

2 宿泊者へごみの分別等を周知してください

宿泊客が見やすい場所に、ごみの分別方法を表示するなど、ごみの分別を周知してください。

また、施設の管理者は、ごみを許可業者に引き渡す前に分別状態を再確認するようにしてください。

3 作業時間に配慮した委託をしてください

ごみの収集作業は、清掃車両から大きな音が出るため、近隣トラブルの原因になる場合があります。

住宅街にある宿泊施設のごみ収集を許可業者に委託する場合は、深夜や早朝の作業を避けるなどの条件を付して委託をしてください。

4 廃棄物処理法の罰則について

廃棄物処理法の罰則は、他の法律と比較して大変厳しいものです。また、廃棄物の不法投棄などは、実行行為者だけでなく、その法人に対しても罰金刑が科される場合があります。（両罰規定：最高3億円以下の罰金）

廃棄物の処理を許可業者に委託した後もマニフェスト等により、最後まで適正に処理されているか確認してください。

【廃棄物処理法の主な罰則】

違反項目	罰則
廃棄物の不法投棄、不法焼却 （廃プラスチックを清掃工場に搬入した場合、不法投棄とみなされる場合がありますので、分別を徹底してください）	【法第 25 条】 5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科
無許可業者への委託禁止違反	
措置命令違反（措置命令に従わない）	
廃棄物の処理・保管基準に係るもの 改善命令違反（改善命令に従わない）	【法第 26 条】 3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこの併科
委託基準違反（契約書の必要事項未記載、許可証の写し添付無）	
廃棄物管理票（マニフェスト）不交付、未記載、虚偽記載	【法第 29 条】 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
廃棄物管理票（マニフェスト）保存義務違反	
廃棄物管理票（マニフェスト）未受領時の適正措置義務違反	
報告徴収違反、立入検査拒否・妨害	【法第 30 条】30 万円以下の罰金



廃棄物処理業の許可業者へ委託する方法

産業廃棄物と一般廃棄物に分別してください

※家庭ごみの分別とは異なりますので、ご注意ください。詳しい分別は、委託する許可業者にご相談ください。

産業廃棄物



発泡スチロール、プラスチック類、金属、ガラス等

一般廃棄物



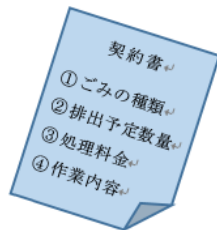
生ごみ、紙くず、木くず、繊維くず等
産業廃棄物以外の廃棄物

処理委託のポイント

東京都の許可を持つ産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。

産業廃棄物は、「収集運搬」と「処分」について、それぞれ許可業者と書面による委託契約を結ばなければなりません。

契約書には、ごみの種類、予定数量、処理料金、再委託禁止等の法令に基づく必要事項を記載する必要があります。



足立区の許可を持つ一般廃棄物処理業者に処理を委託してください。

許可業者に支払う廃棄物処理手数料の上限は、40円/キログラムです。委託先の許可業者には、廃棄物処理手数料の上限を超えて支払わないようにしてください。

廃棄物の処理責任を明確にするために、一般廃棄物も書面による契約を結びましょう。

廃棄物管理票（マニフェスト）

排出量にかかわらず、産業廃棄物の処理を許可業者に委託する場合は、事業者自ら産業廃棄物管理票を作成し、受託者に交付しなければなりません。

廃棄物が適正なルートで処理されていることをしっかりと確認してください。

次に該当する場合は、一般廃棄物管理票を作成し、搬入先に提出しなければなりません。

- ①一般廃棄物を一日平均100kg（月3t）以上、清掃工場等に搬入するとき
- ②臨時に清掃工場等に搬入するとき

廃棄物管理票（マニフェスト）は、5年間保存しなければなりません